**◎新潟県告示第138号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年２月15日

新潟県佐渡地域振興局長

１(1) 解除予定保安林の所在場所

新潟県佐渡市河原田本町字砂415の６

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

２(1) 解除予定保安林の所在場所

新潟県佐渡市河原田本町字砂415の６

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

指定理由の消滅